

番号	請求日	公開請求の内容 (※ほぼ原文通り)	実施機関 (担当室課)	決定日	決定の 種類	決定の理由等	異議申立日	備考
1	平成22年5月27日	在日コリアン4世が、義務教育期間に公立中学校を退学出来る事が判る文書(正し、編入学は行わない場合)	教育委員会 (市町村教育室小中学校課)	平成22年6月9日	不存在 非公開	市町村が行う就学事務に関して、原則的な考え方や手続き等を示した「就学事務の手引き」(平成5年3月大阪府教育委員会発行)等の行政文書はあるが、今回請求のような具体的事例への対応について明記した行政文書は存在しないため。	平成22年6月22日	
2	平成22年8月4日	弁明書 教委小中第1711号の第3弁明の理由で、3行目「具体的な事例について個別に判断」と一文の根拠が判る文書。並びに意図の説明がわかる文。	教育委員会 (市町村教育室小中学校課)	平成22年8月18日	不存在 非公開	市町村が行う就学事務に関して、「就学事務の手引き」(平成5年3月)を発行し、原則的な考え方や手続き等を示しているが、「在日コリアン4世が、義務教育期間に公立中学校を退学出来る事が判る。」という具体的事例への対応を記載していないため。	平成22年9月6日	
3	平成22年8月4日	昭和28年に「就学義務課せられない＝無い」と示されている通知を求める。(文初財第74号)	教育委員会 (市町村教育室小中学校課)	平成22年8月18日	不存在 非公開	上記行政文書は廃棄したため管理していない。	平成22年9月6日	○文初財第74号とは、1953年(昭和28年)2月11日付文部省初等中等局長通達「朝鮮人の義務教育諸学校への就学について」のことである。
4	平成22年9月6日	1948(S23)、1.24 文部省学校教育局長通達(官学5号)	教育委員会 (教育委員会市町村教育室小中学校課)	平成22年9月17日	不存在 非公開	上記行政文書は廃棄したため管理していない。	平成22年10月4日	○官学5号とは、1948年(昭和23年)1月24日付文部省学校教育局長通達文書「朝鮮人設立学校の取り扱いについて」のことである。
5	平成23年2月16日	就学義務は、監護養育権と関係するかが判る文書。	教育委員会 (市町村教育室小中学校課)	平成23年3月1日	不存在 非公開	就学義務と監護養育権との関係がわかる行政文書は、作成または取得しておらず、管理していない。	平成23年3月23日	
6	平成23年2月16日	職員間(担当者間)の食い違い有るのを未解決で、構わない規定が判る文書。	教育委員会 (教育総務企画課)	平成23年3月1日	不存在 非公開	本件請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため、管理していない。	平成23年3月31日	
7	平成23年3月31日	不就学対策通知、不就学対策委員会の議事録	教育委員会 (市町村教育室小中学校課)	平成23年4月13日	不存在 非公開	上記行政文書のうち、「不就学対策通知」は廃棄したため管理していない。また、「不就学対策委員会」を設置していないため、「議事録」は存在しない。	平成23年5月12日	
8	平成24年3月30日	官学第5号及び文初第84号の廃棄理由((不要理由)→就学事務の手引き掲載無)	教育委員会 (市町村教育室小中学校課)	平成24年4月12日	不存在 非公開	就学事務の手引き(平成5年3月発行)に掲載しない理由を示した文書は取得又は作成していないため管理していない。	平成24年5月8日	○官学5号とは、1948年(昭和23年)1月24日付文部省学校教育局長通達文書「朝鮮人設立学校の取り扱いについて」のことである。 ○文初第84号とは「文初財第74号」の記載誤りである。